

# 「一般国家学(Allgemeine Staatslehre)」の存在理由？ —Ch・シュタルク教授定年退職講義—

法律学科教授 菅原 明

## I. はじめに

暮れも押し詰まつた昨年（2005年）12月末、クリスティアン・シュタルク教授（Professor Dr. Christian Starck）から、4本の論稿の抜刷りと教授の編集になる著作、Ch. Starck (Hrsg.), *Verantwortung der Wissenschaft*, Mohr Siebeck 2005が送られてきた。同書には、教授自身も、“Forschungsfreiheit und ihre Grenzen”（「研究の自由とその限界」）をテーマとする論稿を寄稿されている。送られてきた論稿抜刷りのなかの一本は、2005年2月3日に行われた、教授のゲッティンゲン大学定年退職講義（Abschiedsvorlesung）を内容とする論稿＝Ch. Starck, *Allgemeine Staatslehre in Zeiten der Europäischen Union*(1)であった（以下、本稿からの引用は本文に頁数のみを示す）。その論稿が扱っているテーマは、教授の年来の担当講義科目でもあり、また、この分野の教授のこれまでの研究業績を踏まえて、「一般国家学」の将来を、とりわけヨーロッパ連合との関わりにおいて見据えようとするものである。

ところで、わが国において、一般国家学といえば即座に想起されるのが、かのゲオルク・イェリネクの『一般国家学』またはH・ケルゼンの『一般国家学』であろう(2)。さらにまた、現時のおそらくはもっともポピュラーな著作を一冊あげるとすれば、R・チペリウスのそれであろうか。私は、ゲッティンゲン大学法学部のクリスティアン・シュタルク教授のもとで在外研究の一時（1992年-1993年）を過ごすことができた。その際、冬学期に同教授の「一般国家学（Allgemeine Staatslehre）」の講義を聴講する機会を得た(3)が、その講義には、大教室に学生が溢れかえり、教壇のまわりにまで学生が座りこんで受講していた風景を想い起こす。そのようなごく個人的な体験もあって、ここに教授の退職講義のテーマとされた「ヨーロッパ連合の諸時代における一般国家学」の内容を紹介することで、教授が「一般国家学」のなにを問おうしているのか、垣間見てみよう(4)。

なお、当時私が受講した「一般国家学」の講義内容をシュタルク教授は、以下のように記していた〔一般国家学は、ゲッティンゲン大学のあるニーダーザクセン州では、当時第1ゼメスターから第6ゼメスターの間に履修すべき必修科目（Pflichtfach）であった〕：

“「一般国家学」は、歴史と現在における国家のさまざまな現象形態を対象とする。一般国家学は、その対象がドイツ連邦共和国の現行憲法である、国法（Staatsrecht）とは区別される。「一般国家学」の講義は、上級ゼメスターの学生には、現行国法に対する説明図

式を仲介し、現行国法の理解を深めることを可能とするが、初学者には、現行国法の知識を前提することなく、國家の問題性へと入っていくことを可能とする”。

- (1) in: K. Dicke, S. Hobe, K.-U.Meyn, A. Peters, E. Riedel, H.-J.Schütz u. Ch. Tietje (Hrsg.), *Weltinnenrecht. Liber amicorum Jost Delbrück*, Duncker & Humbot 2005, S. 711ff. ちなみに、1972年6月21日のゲッティンゲン大学教授就任公開講義(Antrittsvorlesung)でのテーマは、Ch. Starck, *Empirie in der Rechtsdogmatik*, JZ 1972, S. 609ff. 現在では、ders., *Der demokratische Verfassungsstaat*, Mohr Siebeck. 1995, S. 97ff. に収載されている。
- (2) G・イエリネクの『一般国家学』は、その初版が1900年に、第三版が1913(=1960)年に公刊されているが、この第三版の翻訳が、G・イエリネク著、芦部他訳『一般国家学』(学陽書房、1985年第2版4刷)である。H・ケルゼンの『一般国家学』(1925)は、清宮四郎訳『一般国家学』(岩波書店、1986年)がある。
- (3) Ch. シュタルク教授は、同ゼメスター時の教科書の一冊としてR. Zippelius, *Allgemeine Staatslehre. Politikwissenschaft*, 11. Aufl., C. H. Beck 1991(現在、14. Aufl., 2003)を、他に、Th. Fleiner, *Allgemeine Staatslehre*, 1982; M. Kriele, *Einführung in die Staatslehre*, 1988 [マルティン・クリーレ著、初宿正典(代表)・吉田栄司・長利一・横田守弘訳『平和・自由・正義 国家学入門 Einführung in die Staatslehre』(御茶の水書房、1989年)。なお、本書は、第2版1981年の訳である]をあげていた。
- (4) シュタルク教授が、ゲッティンゲン大学で初めて「一般国家学」の講義を行ったのが1971年夏学期、その最終が昨年2005年冬学期であることから、その期間は34年間におよぶ。これにつき、vgl. Starck (Fn.1), S. 714f.

## II. 問題提起(S.711-712)：死亡宣告された一般国家学？

現時ドイツでは、「一般国家学」は、学問分野として死亡宣告されたといわれる。その理由は、①一般国家学が確立された時代(1860-70年)の意義での国家がもはや存在しない(消滅モデル研究の意味喪失)、②一般国家学が統一的な方法をもたない、③ヨーロッパ連合(以下、EUと表記する)の存在が一般国家学の存在を否認する例証となる、④一方でヨーロッパ統合を超える諸関係のグローバル化の進展と、他方で私人に任される脱出選択(Exit-Optionen)とが国家のもつ意味を漸次奪いつつある、という諸点に求められているようである。

シュタルクは、このような一般国家学の存在理由の否定的見解に対し、まず第一に、①「一般国家学」の対象、方法、今日的効用を問うことで、第二に、②一般国家学がEUを理解する

のに、とりわけ、その成立、深化、拡大を理解するのに、どのような意味をもつのか、また、EU が一般国家学の諸概念でもってどのように捉えられ得るのか、に応えることで、反論を試みる。それでは、彼の一般国家学擁護論は、以上の点に関して、具体的にどのように展開されているのであろうか

### III. 「一般国家学」：その対象 (S.712-714)

(i) その対象 (S.712) : シュタルクは、まず、国家に関する学 (Lehre) を、①国家の法の学 (Staatsrechtslehre= 国法学；強調は原文) であるだけでなく、②国家を経験的現象として研究し、観察する学でもある、と規定する。これによって、彼は、国家が法現象、すなわち、法学の対象であると同時に、たんに規範科学であるというのではなく経験科学の対象であることを示唆する。さらにまた、彼は、国家学 (Staatslehre) を、①空間的に一般的であり、また、②時間的にも一般的であるとして、その空間的、時間的一般性のもとで国家学を捉える。①の空間的一般性のもとでは、現在の諸国家の比較的観察と類型による秩序づけが問われ、②の時間的一般性のもとでは、近世以降の国家、国家的なもの (Staatlichkeit) の歴史が問題とされる。もちろん、このことは、それ以前の近代的意義での国家、国家的なものが観察されない時代を排除することを意味しはしない。

ところで、国家に関する「学」の位置づけが以上のようにあるとしても、肝心の、一般国家学の「対象」である基礎概念ともいべき「国家」の概念は、彼によってどのように定義されているのか。

(ii) 国家の定義 (S.712f.) : シュタルクは、これにつきまづ、国家と特徴づけられ得るものとの本質的構造を捉るために、一方で十分に一般的であり、他方で十分に実質的である、そのような国家概念の核心を捉えた初期の定義の一つとして、J・ボダンのそれをあげる。

ボダンの定義とは、「国家 (Republik oder Staat) とは、多数の家政 (Haushaltungen= 家族) と、これに共通することに対する、法に定位された、主権的統治権力」である。その要点である主権とは、全能 (Allmacht) を意味するのではなく、国家 (Republik) の任務領域に属する事物 (Dingen) のなかでの最高の実力 (höchste Macht) を意味するにすぎない(5)、ということである。したがって、ボダンの定義においては、主権は、その行使の点で、家政や家政に共通することに限定されているだけでなく、また、その法的観点からすれば、神の法や自然の法また根本法により制限されてもいる(6)。

(iii) 具体的検討対象 (S.713) : シュタルクは、このボダン流の国家の概念定義によりつつ、国家概念理解のために、以下の諸点を提案する：①限定された領域を基礎にして、②その住民 (→国籍保有者) に対して、③国家権力が行使され、④この国家権力の特質に主権が属するが、

⑤この国家権力は、共同体の任務（Gemeinschaftsaufgaben）を配慮するのであり、⑥それは、法秩序にもとづいてであり、⑦この法秩序は、原理的に受容された規範を、住民（公職担当者を含む）の行動に対して与える。「一般国家学」は、このような国家概念を基礎にして、「国家の諸目的」や「国家の形体、組織構造および手段」の解明に取り組むのである。具体的にそれをみてみよう。

a) 国家の諸目的 (S.713f.) : これに関してシュタルクが強調するのは、平和、自由および社会的調整である。彼によれば、これら三つの目的は、それぞれの対応関係が三角形の図でもって説明される(7)。彼は、この関係を、要約して以下のように記述する：平和のための自由の制約／しかしながら、平和の前提としての自由／平和の確保に向けての社会的調整／しかし、ユートピア的正義観念の実現の企図は平和を攪乱する／社会的調整は自由と所有を制限する／しかし、自由はまた社会的調整を限界づける、と。このような国家目的は、基本権保障を通じての人権保護と密接に関係づけられるが、この保護と関連するのが一定の自律的空间 (Autonomieräume) を確保する制度である。そのようなものとして、彼は、①宗教と教会、②経済と諸団体、③情報とマス・メディア、④学問と大学、④政治と政党、をあげる。もちろん、これらの諸領域それ自体が、一般国家学の重要な検討対象とされることはいうまでもない。

b) 国家の形体、組織構造および手段 (S.714) : ①国家形体では、支配の正当性が問われる。問題となる国家形体とは、歴史的にみれば、たとえば君主制と貴族制のそれである。しかし、現時の国家形体では、民主制的に正当化された国家形体が問われる（その際、自由な選挙が実効的に実施されているか否か、が重要な判断基準とされる）。このような国家形体の区別は、「国家形体と実際の支配」というテーマに接続する。ついで、②このテーマは、国家権力の組織すなわち権力分割の諸形式と人権の保障から解明される。フランス人権宣言第16条が規定したように、国家権力の組織と人権の保障とは、憲法の本質的内容をなし、また、近代憲法の成文化とあいまって、憲法の優位の前提ともなる。最後に、③国家の支配手段：人員 (Personal)、事物 (Sachen)、伝達手段、財政が、一般国家学の対象となる。

(5) J・ボダンの「国家論六巻」のドイツ語訳につき、vgl. Jean Bodin, *Sechs Bücher über den Staat*. Buch I-III, (1981); IV-VI(1986), Übersetzt und mit Anmerkungen versehen von Bernd Wimmer, Eingeleitet und herausgegeben von P. C. Mayer-Tasch, C. H. Beck. 国家の定義につき、Buch I-III, S. 98, 家政 (=家族) の定義につき、S.107. なお、ボダンにつき、佐々木毅著『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』(岩波書店、1973年) 第3章89頁以下、清末尊大著『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』(木鐸社 1990年) 第3部第1章163頁以下もみよ。

- (6) G. Köbler, Lexikon der europäischen Rechtsgeschichte, C. H. Beck 1997, S. 59. ケプラーは、ボダンの主権につき、「…ボダンは、神によって与えられた主権（不可分性、無制約性、永続性）にもとづき構築された近代国家制度（Staatswesen）を合理主義的に記述しており、この国家制度において、主権者は、法律を公布する権能をもつが、しかし、神の法と自然の法とに服する」と解説している。
- (7) Vgl. Ch. Starck, Frieden als Staatsziel, in: Festschrift für Karl Carstens, Carl Heymanns 1984, S.867ff. 現在では ders., Der demokratische Verfassungsstaat, Mohr Siebeck 1995, S. 231ff. に収載されている。

#### IV. 「一般国家学」：その方法 (S.714-716)

このような一般国家学の「対象」は、同時に、シュタルクのゲティンゲン大学での一般国家学の講義「対象」でもあったが、それでは、「一般国家学」は、どのような「方法」にもとづき、この「対象」に接近可能とされるのか。それは、対象である経験的現象としての国家の性格づけから明らかとなる。

(i) 社会学的アプローチ (S.715) : 彼は、国家は、法的に秩序づけられているが故に、また一般国家学の形態において国家やその憲法に取り組むことは、いずれにせよ「法学」に属する、という。ここでいう「法学」とは、単純な規範科学ではなく（ケルゼン批判）、経験的科学を意味する。そこから、社会的現実の見識、経験的な社会的研究が要求され、社会学上の諸カテゴリーと問題設定が必要とされるのであり、これでもって、データや諸経験が収集され、秩序づけられるのである（例として、彼は、経験を前提とする法教義学の対象である法律解釈や法の継続的形成、立法学をあげる）(8)。

(ii) 法比較の手法 (S.715) : 国家学の空間的一般性が問われるとき、補完的に法比較の手段が用いられる。一般国家学は、法比較にとって必要なメタ概念（例：権力分割、法設定、法源、人権、議会制的統治体制、規範統制等々）を記述してきた(9)が、これらの概念は、ヨーロッパ的規模にかぎられることなく、世界的規模でも顧慮される。

(iii) 歴史研究の諸方法 (S.715f.) : シュタルクは、国家学の時間的一般性が問われるとき、歴史研究の諸方法が必要とされると説き、一般的な現象としての国家は、ただ一つの方法でもって、とりわけ法律学的・教義学的方法だけでもっては捉えられない（対象こそが方法を規定する）ことを、G・イエリネクを援用しつつ強調する。要するに、ここで彼が念頭においているのは、19世紀前半の「国法の理性法的考察」から、19世紀60年代以降のゲルバー、ラーバントによる「実証主義的方法」への方法の交替が行われたが、これに対して、1900年の世紀の交は、この実証主義の時代における国法の純粹に法律学的な考察に対して、いわば一つの解答を

与えた一般国家学の重要な時代であった（まさしく、G・イェリネクの一般国家学初版公刊の年）、ということである。彼は、このような実証主義な国法学上の方法こそが、逆にまた一般国家学を必要とすることとなり、また、一転して、現時のドイツの諸状況が、一般国家学の死亡宣告ではなく、一般国家学を放棄不可能としている、と判断する。すなわち、「この国法学の実定法への集中は、まさしく一般国家学の学科をも求めた。19世紀末に、国法へと侵入した実証主義が、一般国家学を必要としたのとまさしく同様に、一般国家学は、今日、連邦憲法裁判所や国法学によって創造的に詳述されたドイツ憲法法の構築物に直面して、また、われわれと密接に結合しているヨーロッパ諸国家の構成原理を識別し得る必要性に直面して、放棄不可能である」(S.716)、と。このような事情に鑑みれば、つぎに問われるのは、放棄不可能とされる一般国家学が今日どのような効用をもつと想定されるか、である。

- (8) シュタルクの多くの論稿のなかから、Starck (Fn.1) の就任公開講義をみよ。また、vgl. Ch. Starck, überlegung zur Gesetzgebungslehre, ZG 1988, S. 1ff.
- (9) Vgl. Ch. Starck, Rechtsvergleichung im öffentlichen Recht, JZ 1997, S. 1021.

## V. 「一般国家学」：その今日的効用 (S.717-718)

一般国家学の今日的効用を問うことは、現在、一般国家学がどのような意義においてその存在理由をもつか、を確認する作業であるとともに、応用事例として、現時のEUの形態をどう理解するか、という課題へ向けての橋渡しをしもする。

それでは、シュタルクは、どのような点に一般国家学の効用を看取したのか。

(i) 法学教育・国家試験の対象 (S.717) :一般国家学は、①大学での法学教育において、公法の基礎学科であるだけでなく、それ以上にゼミナールの対象でもある。また、一般国家学の対象は、②ゲティンゲン大学のあるニーダーザクセン州では、第一次国家試験の試験内容勧告(2002年10月)対象ともされていることから、現行公法を超える制度学 (Institutionenlehre) でもある。

(ii) 「一般的なもの」と「特有なもの」の観察 (S.717f.) : シュタルクは、イタリア、スペイン、フランスの代表的な教科書、著作を引証しつつ、「一般国家学」が必ずしもドイツに特殊な学ではないとして、「一般国家学において、われわれは、自国を、他の現在の諸国家との協調 (Konzert) において観察することを学び、また、われわれは、一般的なもの (das Allgemeine) と特有なもの (die Eigenarten) とを認識する」(S.718)、という。この一般的構造と特有なものは、まず、①法史からも明らかとなるが、ついで、②この両者の間に、「法比較」により法家族 (Rechtsfamilien) について語られるような、その都度共通の構造を提示する個別

の「国家類型 (Staatstypen)」が発見されるのであり、この法家族の「親戚」関係は、共通の遺伝子、共通の根源をもつ<sup>(10)</sup>ことが強調される。

(iii) 国家類型の識別 (S.718) : これまでの論述からも明らかなように、シュタルクにとって国家の識別に際して問題となるのは、「経験的な」類型である。日々の（全体主義的、権威主義的または自由主義的）国家類型のうち、今日では、自由主義国家という国家類型の現在的現象形態である「民主制的憲法国家」の国家類型こそが、重要な国家類型であるとされ、それ故に、EU の形態を考察する際にもこの類型が鍵類型となる。シュタルクが、この民主制的憲法国家という国家類型の共通標識としてあげるのは、①人民 (Volk) の憲法制定権力にもとづく憲法、②この憲法の優位、これは、議会によって議決された法律に対する優位でもあり、これは、しだいに裁判所の統制を通じて確保されつつある、③少なくとも議会の定期的に実施される普通、平等、秘密および自由選挙、④最高国家機関の創設、任務、管轄権および手続の憲法法上の規範化を通じての権力分割、⑤基本権の保障および基本権の裁判所による保護、の諸点である。

(10) Vgl. Ch. Starck, Das Christentum und die Kirchen in ihrer Bedeutung für die Identität der Europäischen Union und ihrer Mitgliedstaaten, in: Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche 31 (1997), S. 5ff.; 現在では、ders., Freiheit und Institutionen, Mohr Siebeck 2002, S. 29ff. に収載されている。

## VI. 一般国家学と EU (S.719-725)

(i) EU 構成諸国家の国家類型と判断基準 (S.719-721) : シュタルクは、既述したように、一般国家学において「民主制的憲法国家」こそが、EU 構成諸国家を貫通する基底の国家類型であると捉える。彼は、それを、ヨーロッパ共同体（以下、EG と表記する）の成立、濃密化 (Verdichtung) および拡大という諸点から考察するが、それに際し、「一般国家学は、異なる現象形態の背後に共通の諸原則を看取することを可能とするのであり、また、どのような国家が、ある国家類型に属し、そして、その憲法法、その経済的諸関係および住民の心的態度 (Mentalitäten) の構造のもとで、構成諸国家によって、共通の行使に向けて高権が移譲される、より密接な同盟 (Bund) を互いに結ぶことに適するか、に関する情報を与えることを可能とする」(S.719) という。

具体的にいえば、1957年成立の EG は、経済共同体として創設されたが、それは、創設構成 6 カ国（独、仏、伊、ベネルクス 3 国）にあって当初から、法原則を共通する法共同体でもあったのであり、その基礎にある法原則は、「ローマ法、キリスト教および啓蒙」にもとづくと

みなされる。独、仏、伊の創設 3 カ国は、議会制統治にもとづく共和国であり、ベネルクス 3 国は、議会制統治をともなう君主制国家であるという点では、憲法法上、事実上の現象形態につき区別されるが、「民主制的憲法国家」の共通標識ともいるべき諸原則：「これらの国家の国家機関は、憲法法上秩序づけられた形式と手続において、また、一定の内容的な規範に拘束されて決定を行う」という原則、が一般的に妥当するだけでなく、憲法法に現れる諸原則は、これら諸国の住民の「心的態度」にも碇着している、と認識される。

そうして、シュタルクは、1957年 EG 創設から、今日の EU にいたるまでの共同体法の展開過程を、その濃密化と拡大の層において観察する。

①共同体法の展開は、その濃密化の層において観察される。共同体法（EG 命令と指針）は、この濃密化を通じて、法の強力な統一化を構成諸国家に実現するにいたった。さらに、②この共同体法の強力な濃密化の過程は、構成諸国家数の増大を通じて随伴された。すなわち、1973 年のイギリス、アイルランド、デンマークの加盟、1980年代には、権威主義体制を脱して民主制的憲法国家へと移行したギリシャ（1981）、ポルトガルとスペイン（1986）の加盟がみられた。最後に、③東西緊張の終結後、1995年に、以前の中立国家オーストリア、フィンランド、スエーデンの加盟をみただけでなく、さらに、2004年には共産主義ブロックに属した諸国家、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロヴェニア、バルト三国が加盟した。これら旧共産圏諸国家で、新たな憲法制定とともに、比較的容易に民主制的憲法国家の諸原理が実現されたのは、もともと住民の心的態度にとって、歴史的には西側ヨーロッパ諸国家と同様、ローマ法、キリスト教そして啓蒙を通じて刻印づけられた伝統が存在していたからである。

このような EG の展開過程のなかで、地理的共属性に加えて、制度的にまた心的態度において安定させられた「民主制的憲法国家」こそが、EG 加盟の判断基準であることが判明する。ここに、EU に対する一般国家学がもつ意味の第一の成果が現れる。すなわち、その成果とは、「一般国家学は、超国家的（Supranational）な共同体における可能な一員であることのための判断基準を用立てる」（S.720）（ii）ということである。

（ii）超国家連合としての EU（S.721-726）：民主制的憲法国家の国家類型に属するこれら諸国家が、超国家連合（EG/EU）を創設し、または、これに加盟し、そして、これにその高権を移譲した。それでは、一般国家学において、この超国家連合はどのように捉えられ、分類され得るのか。シュタルクは、その判断基準として、「国家結合」を、とりわけその下位類型ともいるべき、国際法的には、主権が構成州にではなく、連邦にある「連邦国家（Bundesstaat）」と、構成諸国家に主権が存する「国家同盟（Staatenbund）」というカテゴリーを基礎にして、この課題に迫る。

a) 超国家連合の「超（Supra）」とはなにか（S.721ff.）。この主権の帰属主体を判断基準と

すると、この超国家連合はいうまでもなく連邦国家ではない。これに関して、彼は、連邦国家否認論（CDU/CSU）、ヨーロッパの憲法制定過程を擁護するが、ヨーロッパ超国家憲法否認論（同盟90／緑の党）、ヨーロッパ合衆国論（SPD）、国民国家に代わる世界強国を志向するユーロ国家論、等々ドイツ各政党綱領や経済・金融界等の見解を紹介したうえで、EUを、連邦国家でも、国家連合でもなく、「国際性（Internationalität）」とは区別される「超国家性（Supranationalität）」の概念のもとで捉えられねばならないことを主張する。すなわち、「個々の構成国家を超える、構成諸国家が諸高権（Hoheitsrechte）の移譲を通じてみずから設定した、高権権力（Hoheitsgewalt）がある。諸高権が移譲されたかぎりにおいて、超国家法は、すべての国家法に優先する。個々の構成国家は、一自己の意思から一みずからを超える国家連合をもったのであり、その法行為は、個々の構成国家が転換しなければならない政治的シグナルではなく、みずからを直接拘束する法を構成諸国家における市民のために設定する」（S.722）、と。

b) 高権移譲は主権放棄か（S.722f.）。シュタルクは、私法上の契約と比定しつつ、このような超国家連合への高権の移譲が、国際法上の条約を通じて、みずから高権の移譲を行う行為主体である国家から主権を剥奪するとか、この国家が主権を放棄するとかを意味するわけではないことを強調する（国民主権消滅論、連邦制的共同体主権論批判）。その理由づけを彼は、構成諸国家の主権を確認した連邦憲法裁判所のマーストリヒト判決〔BVerfGE 89,155 (190) = 川添利幸：ドイツの憲法判例（第2版）信山社、2003年432頁、西原博史：ドイツの最新憲法判例、信山社、1999年331頁参照〕や、ヨーロッパ憲法条約第60条のEUからの自主的脱退権に見て取るとともに、また、管轄権配分決定権が構成諸国家にある点に、構成諸国家の持続的な主権が確認されるともいう。あわせ彼は、EUへの高権移譲とともに、立憲主義の諸標識がEUレベルでも確保されねばならないことも力説する⑫。

c) 一般国家学の課題とは（S.724f.）。上記の諸点を踏まえて、EUと構成諸国家との関連において一般国家学は、どのような課題を担うのか。その主要な課題の第一は、①国家結合（Staatenverbindungen）の新たな類型を概念化することである。シュタルクはいう。「一般国家学は、超国家連合へ向けての諸国家の結合（Zusammenschluß）の可能性に対する判断基準を与えるだけではない。その創設とともに、一般国家学は、超国家連合を国家結合の新たな形態として学問的に取り扱い、とりわけ多水準的憲法法（Mehrebenenverfassungen）を教義学的に構成し、そして、共同体法の民主制的正当性に対する要請を解明する、という挑戦を受けている」（S.724）、と⑬。その第二は、②構成諸国家のEUへの高権の移譲は、一方で国家の諸任務を緩和するが、他方で構成諸国家の権限秩序や手続秩序へのEUの侵入をも意味することから、たとえばドイツでは、国内的な脱議会主義化と脱連邦主義化が問われ、これが一般国家学の解明すべきテーマともなる（S.724f.）。その第三は、③EUの発展を見据えたうえでの、超国家連合に関する学

の深化・拡大へ向けて的一般国家学の課題である。EUの動態は、ヨーロッパに制定された法の濃密化と、構成諸国家数の急激な増大の間に異常な緊張を惹起している。ここから、シュタルクは、「超国家性が濃密になるべきであればあるほど、その超国家性は、ますます地理的拡大化を受けつけない」と、その二律背反的傾向を指摘し、そして、「地理的拡大化が広範に生じ、そして、もはや後退不可能となった後には、私は、この点に、EUが連邦国家へと発展するのではなく、超国家連合でありつづけ、しかもまた、多様な濃密化圏に編成されるということの明瞭な兆候を看取する」(S.725)、と診断する。となれば、一般国家学にとって、このような多様な濃密化圏に編成された、超国家連合の発展経過を把握することもその課題となる。そうであれば、必然的に超国家連合に関する学は、ヨーロッパに限定されるわけではなく、世界の他の超国家連合を理解するためにも有用となろう。まさしく、一般国家学は、国家類型、国家結合等々の諸概念を媒介にして、超国家的な諸連合の諸前提をどのように認識するか、に適合的なのである。

- (11) この判断基準の具体化規定ともいべき、ヨーロッパ連合条約第6条第1項：「連合は、自由、民主制、人権と基本的自由の尊重ならびに法治国家性の諸原則にもとづく；これらの諸原則は、すべての加盟国に共通する。」、また、ヨーロッパ憲法条約第9条をみよ。ヨーロッパ憲法条約につき、小林勝監訳・解題、細井雅夫、村田雅士訳『欧洲憲法条約』(御茶の水書房、2005年) 参照。なお、vgl. J. Schwarze, Die Europäische Verfassungsvertrag, in: JZ 23/2005, S. 1130は、本質的な憲法上の言述は、条約第1、2および4部に含まれるが、そのうちで、最も重要なのは、第1部である、という。
- (12) Ch. Starck, Vorwort, in: W. Hennis, Das Problem der Souveränität (1951). Mit einem Vorwort von Christian Starck, Mohr Siebeck 2003, S. VII f.; ders., Der Vertrag über eine Verfassung für Europa, in: R. Hendler, M. Ibler u. J. M. Soria (Hrsg.), Für Sicherheit, für Europa. Festchrift für Volkmar Götz zum 70. Geburtstag, Vandenhoeck & Ruprecht 2005, S. 73ff.
- (13) この「水準 (Ebene)」または、「多水準 (Mehrebenen)」をめぐる意義につき、vgl. Ch. Möllers, Gewaltengliederung, Mohr Siebeck 2005, S. 21off.

## VII. おわりに (S.726)

シュタルクは、「一般国家学の諸概念は、国家の諸類型がその理念的、制度的歴史の影響のもとで区別されることによって、超国家的な諸連合の前提を認識するのに適している。主権概念を手懸かりにして、超国家的な連合は、連邦国家と区別され得るのであり、また、超国家的

連合の連邦国家へ向けての起こりうるかもしれない移行も、厳密に確認され得る。国家の諸結合に関する学は、超国家的な諸連合を顧慮して、拡大され、深化されねばならない」と述べて、その最終講義を閉じる。

(2006年1月25日提出)